

生活排水対策推進計画とは

この計画は、水質環境基準が確保されていない生活排水対策重点地域に指定された市町村が、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づいて策定するもので、生活排水処理施設の整備や啓発事業を推進し、水質汚濁の改善を図ることで、水質環境基準の達成及び維持を目指すための計画です。

関ヶ原町は、相川及び牧田川流域に属する複数の河川を有し、平成12年3月に牧田川流域が水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定され、生活排水対策を特に推進する地域となりました。

計画の範囲

この計画の範囲は、生活排水対策重点地域として指定を受けている関ヶ原町全域とします。

計画の期間

計画期間：令和8年度～令和17年度

目標年度：令和17年度



計画の基本目標

生活排水処理率 **91.8%**（令和12年度）
98.0%（令和17年度）

相川の水質環境基準B類型
その他河川の水質環境基準A類型 の維持

SDGs と本計画の関連

特に以下の2つのゴールを重視し、住民・事業者・行政が連携して取り組みます。

ゴール	内容
 6 安全な水とトイレを世界中に ゴール6 安全な水とトイレを世界中に	生活排水の適正処理を推進し、水質汚濁を防いで安全な水環境を守ります。
 14 海の豊かさを守ろう ゴール14 海の豊かさを守ろう	海洋ごみや汚染を減らし、豊かな海の環境を守ります。

計画の基本方針・施策

基本方針 1

生活排水処理施設の整備

- ①公共下水道の整備・接続の推進
- ②合併処理浄化槽への転換の推進
- ③浄化槽の適正管理

基本方針 2

一人ひとりの意識向上と、そのための啓発

- ①家庭でできる生活排水対策の促進
- ②水環境に関する意識の高揚

その他の施策

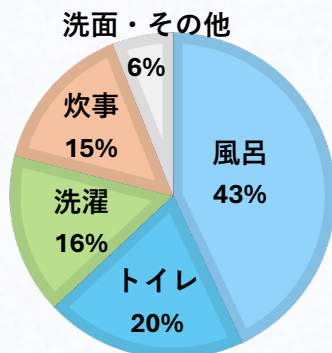
- ①河川水辺環境の整備
- ②水質モニタリングの実施
- ③廃食用油の回収

家庭での水の使われ方（環境省）

私たちは家庭で1日1人あたり平均210Lの水を使用しています。

その内訳を見ると、し尿を除く生活雑排水が80%を占めています。

この生活雑排水を、一人一人が少しでも汚さない努力を続けることで、河川や、その水が流れる海的环境を守ることができます。



家庭でできる生活排水対策

（ブルーリバー作戦冊子より）

台所でできること

- ・三角コーナーなどで細かいごみをキャッチする。
- ・食用油は工夫して使い切り、余った油は新聞紙などに吸わせてごみに出す。
- ・食器を洗う前に、油污れはふき取る。
- ・お米のとぎ汁は、植木の水やりに使う。
- ・食事は必要な分だけ用意する。
- ・洗い桶を使用し、洗剤は適量を使う。

洗濯でできること

- ・洗剤は適量をしっかり量って使う。
- ・部分洗いをして、洗剤を余分に使用しない。

お風呂でできること

- ・残り湯を洗濯用として再利用する。
- ・シャンプー、リンスは適量を使用する。

第2次生活排水対策推進計画 概要版

発行：岐阜県 関ヶ原町（令和8年3月）
編集：水道環境課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58
電話：0584-43-1111（代表）